

有料ごみ袋の減免制度調査結果について

1. 社会的配慮による減免措置の状況

「全国都市家庭ごみ有料化アンケート調査」（2005年2月）によると、単純従量制による有料化を実施している206市のうち社会的配慮によるごみ袋の料金を減免している自治体は、56市（27％）であった。清掃ボランティア活動に対しては、大部分の自治体が減免をしている。

この内、主なごみ袋の料金を50円前後としている自治体を中心に、県内の近隣自治体も含め33市に対し、減免制度等について調査をおこなった。

その結果は資料-A・資料-Bのとおり。

33市のうち、減免制度について低所得世帯を対象としている自治体は10市、紙おむつ使用世帯を対象としている自治体は7市、清掃ボランティア団体に対しては32市、剪定枝については6市、落ち葉については4市であった。

1-1 低所得世帯に対する減免制度を実施している自治体10市の状況について

①生活保護世帯を対象	5市
②生活保護世帯・（特別）児童扶養手当受給世帯を対象	3市
③生活保護世帯・（特別）児童扶養手当受給世帯・重度障害者のいる住民税非課税世帯	1市
④生活保護世帯・（特別）児童扶養手当受給世帯・重度障害者のいる世帯・要介護4以上の高齢者のいる世帯を対象	1市

1-2 紙おむつ用ごみ袋の減免制度を実施している自治体7市の状況について

①紙おむつ使用世帯を対象	2市
②市の紙おむつ購入助成を受けている高齢者・障害者のいる世帯を対象	1市
③2歳未満の乳幼児のいる世帯・市の紙おむつ購入助成を受けている高齢者・障害者のいる世帯を対象	3市
④4歳未満の乳幼児のいる世帯・紙おむつ使用の高齢者・障害者のいる世帯を対象	1市

1-3 その他の減免の状況

（1）剪定枝を対象	6市
-----------	----

減免している自治体のうち5市は再資源化处理、1市は焼却。27市は、有料で収集し焼却処理。

出し方については、次のとおりである。

1) 減免している自治体の出し方	
①束ねる、または任意袋に入れる (個別収集)	3市
②束ねて、収集を申し込む (個別収集)	1市
③束ねる(量の制限なし)	1市
④束ねる(3束まで)	1市
2) 有料で収集している自治体の出し方	
①可燃用指定袋に入れる	20市
②束ねて処理券を貼る	2市
③可燃用指定袋に入れる、または処理券を貼る	2市
④束ねて可燃用指定袋を巻きつける	2市
⑤清掃センターへ持ち込み	1市
(2) 落ち葉を対象	4市

使用する袋については、任意袋が3市、ボランティア袋が1市であった。

1-4 減免の主な理由

減免を実施している自治体の主な理由として、生活保護等低所得世帯に対しては、「有料化が新たな経済的負担を求めることになるので、負担を軽減するため。」紙おむつについては、「減量の工夫が難しいため。」剪定枝・落ち葉については「緑化推進ため。」清掃ボランティア活動については「公共的なまちの美化活動のため。」という内容であった。反面、生活保護世帯については保護費に日常生活に必要な経費が含まれているとして対象としない自治体もあった。

2、ごみ袋料金の減免についてのメリット・デメリットについて

「減免しないことについての問題点」について調査したところ、減免をしていない22市の91%にあたる20市が、不法投棄や不適正排出等顕著な問題は起きてないとして「特に問題はない」との回答であった。

2市についての問題点は次の2点であった。

- ① 減免制度がないことが原因と一概には言えないが、指定袋以外の袋で出されるケースがある。
- ② 他人の指定ごみ袋の中にごみを入れる事例があった。

3、最近のごみ袋有料化実施自治体の減免の状況

資料-Bにおける平成17年度及び19年度ごみ袋有料化実施自治体3市の内3市とも内容は異なるものの、減免制度を実施している。また、資料-Cにおける平成17年度及び18年度に有料化を実施した近畿圏4市についても、減免制度を実施している。